

# ●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落としてないかその点数

## 通院が困難になった患者への訪問診療

外来で通院中の患者が通院困難となった場合に、月の途中から訪問診療に変わることがある。その場合の取扱いを説明する。

また、在宅にいる患者で介護認定を受けていない方へは歯在管を算定するが、介護保険の認定を受けている場合は、介護保険が優先されるため「居宅療養管理指導費」を算定する。

患者：70歳・男性  
 主訴：義歯を作って欲しい。  
 所見：下顎3番のみ健全歯で顎堤状態は良好。全身状態は、通院中であったが脳梗塞を発症し、片側麻痺(びびり)通院困難になった。  
 傷病名：7-42+24-7 MT, 3|3 P1

※ 在宅療養支援歯科診療所届出医療機関 注①

月日	部位	療法・処置	点数
4月12日		再診	45
		前回処置後、違和感などないとのこと。	/
	7-42+24-7	仮床試適	100+190
		咬合関係良好。	/
5月20日		家族から、脳梗塞を発症して入院中であり、歩行のリハビリのために新しい義歯を入れてほしいと、訪問の依頼あり。	/
5月25日		再診	/
		訪問診療1 注①②	866
		急性対応(エンジン)	+170
		訪補助(DH:大島優子) 注③	+110
		脳梗塞で通院困難。リハビリ中。 注④⑤	/
		13:05~13:56 東京協会病院 注⑥	/
	7-42+24-7	義歯set(レジン床)	2372+1491
		人工歯(レジン歯)	(26+27)×2
	3 3	線鉤(二腕鉤・レスト付き)	155×2
		義管 義管文書提供	230
		患者への説明に加え、看護師にも義歯の取扱いや清掃・保存方法を説明	/
		訪衛指復 14:01~14:24 東京協会病院 訪衛指復文書提供	360
		脳梗塞で通院困難。口腔清掃の様子を確認した	/
		注意点の指導を指示。 注⑦	/
		訪問診療計画：義歯の調整 注④	/
6月5日		再診	/
		訪問診療1 13:21~13:45 東京協会病院	866
		急性対応(エンジン)	+170
		訪補助(DH:大島優子)	+110
		脳梗塞により通院困難。歩行のリハビリ中。	/
	7-42+24-7	歯リハ1(1)	120
		上顎床後縁を削合して調整	/
		歯在管(歯援診の場合) 注⑧⑨ 歯在管文書提供	240
		文書提供加算 注⑩	+10
		介護認定の申請中とのこと。 注⑪	/
		訪衛指復(時間・指示内容等略)	360
7月10日		退院したので自宅へ訪問診療してほしいと連絡あり。また、一部介助で要介護度3になったとのこと。	/
7月20日		再診	/
		訪問診療1 14:04~14:35 自宅	866
		急性対応(エンジン)	+170
		訪補助(DH:大島優子)	+110
		脳梗塞により歩行困難。体調は少し良い。	/
		介護認定をうけ、要介護度3。	/
	7-42+24-7	歯リハ1(1)	120
		下顎前歯部を削合して調整	/
		居宅療養管理指導費(Ⅰ) 注⑫⑬⑭⑯ 居宅療養管理指導FAXで情報提供	503
		家族への指導内容(略)	/
		居宅療養管理指導費(衛生士) 注⑮⑯	352
		口腔内の清掃方法の指導をするよう指示。	/

### 《解説》

- 注① 歯科訪問診療料1~3を算定する場合は、在宅療養支援歯科診療所(歯援診)又は歯科訪問診療料の注13に規定する基準(歯訪診)の施設基準の届出が必要である。なお、届出をしていない場合は、初診時には歯訪診(初)234点、再診時には歯訪診(再)45点を算定する。
- 注② 歯援診又は歯訪診を届け出た医療機関で、同一建物に居住する通院困難な患者1人のみに対して20分以上診療を行った場合、歯科訪問診療料1(訪問診療1)866点を算定できる。なお、20分未満の場合は訪問診療3:120点を算定する。
- 注③ 歯援診の医療機関において、歯科衛生士が歯科医師と同行し、訪問診療中に補助が適切に行われる体制で、実際に訪問診療を算定した時間を通じて補助を行った場合、歯科訪問診療料に歯科訪問診療補助加算(訪補助)を加算できる。同一建物に居住する患者1人のみに行った場合は、訪補助110点を加算する。カルテには、補助を行った歯科衛生士の氏名を記載する。
- 注④ 歯科訪問診療料を算定する場合、カルテには、実施時刻(開始時刻と終了時刻)、訪問先、訪問診療の際の患者の状態及び訪問診療計画を記載する。
- 注⑤ 歯科訪問診療料を算定する場合、レポートの摘要欄に、訪問診療を行った日、実施時刻(開始時刻と終了時刻)、訪問先、患者の状態などを記載する。
- 注⑥ 歯科の標榜がない保険医療機関に入院している患者に対して、訪問診療を行うて算定できる。なお、本症例とは異なるが、歯科の標榜がある保険医療機関に入院している患者については、入院先の歯科医師と連携し、周術期口腔機能管理を行う場合に限り、訪問診療の費用が算定できる。
- 注⑦ 訪問診療料を算定した日から1カ月以内に、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、患者の口腔内での清掃又は有床義歯清掃について、実地指導など必要な指導を患者又は家族等に行った場合、訪問歯科衛生指導料が月4回に限り算定できる。なお、1対1で20分以上行い、指導内容、実施時刻、その他療養上必要な事項及び歯科衛生士の氏名を文書で提供した場合は、複雑なもの360点を算定する。歯科衛生士は、提供した文書の写しを歯科医師に提出し、業務に関する記録を作成する。歯科医師は、カルテに歯科衛生士に指示した内容、実施時刻、訪問先及び訪問時の患者の状態の要点を記載し、文書の写しをカルテに添付する。
- 注⑧ 歯科疾患在宅療養管理料(歯在管)は、在宅などで療養している通院困難な患者に対し、同意を得た上で、歯科疾患の状況および口腔機能の評価結果などを踏まえた管理計画の内容を説明した場合に、月1回に限り、歯援診の場合は240点を、それ以外の医療機関の場合は180点を算定できる。
- 注⑨ 管理計画は、全身の状態(基礎疾患の有無、服薬状況など)、口腔内の状態(口腔衛生の状況、口腔粘膜の状態、乾燥の有無、歯科疾患の状況、有床義歯の状況、咬合状態など)、口腔機能の状態(咀嚼の状態、摂食・嚥下の状況及び構音の状況、食形態など)、管理方法の概要及び必要に応じて実施した結果の要件を含む。カルテには、継続的な管理に必要な事項などを記載する。
- 注⑩ 患者に管理計画の内容を文書で提供した場合は、文書提供加算10点を歯在管に加算できる。なお、文書の内容以外に必要な管理事項があれば、要点をカルテに記載する。なお、歯在管の提供文書の様式は、歯管と異なるため、注意が必要である。
- 注⑪ 寝たきり等で常時介護を必要とする状態(要介護状態)や家事等の日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)になった場合に、患者は介護保険制度のサービスを受けることができる。要介護や要支援状態であるかの判定は、初めに保険者である区市町村の認定調査員等による心身の状況調査(認定調査)と主治医意見書に基づくコンピュータ判定(一次判定)が行われた後、区市町村に設置された介護認定審査会において一次判定結果と主治医意見書等に基づき審査判定(二次判定)が行われて、決定される。
- 注⑫ 在宅で通院困難な要介護者に、訪問診療を行い、継続的な歯科医学的管理に基づき、ケアマネジャーに対するケアプランの作成などに必要な情報提供並びに利用者・患者などに介護サービスを利用する上での留意点や介護方法などについて指導及び助言を行った場合、介護保険の居宅療養管理指導費(歯科医師が行う場合)を算定できる。同一建物に居住する患者一人に行った場合は、503単位を算定する。
- 注⑬ ケアマネジャーへの情報提供は、サービス担当者会議への参加を基本とする。参加が困難な場合や開催されない場合は、文書(メール、ファックスでも可能)などで行ってもよい。ケアマネジャーに対する情報提供がない場合は、原則算定できない。
- 注⑭ 介護保険の内容は、下線又は枠で囲むなどし、医療保険と区別する。
- 注⑮ 在宅で通院困難な要介護者に、訪問診療を行った歯科医師の指示に基づき、勤務する歯科衛生士が、訪問診療の日から3カ月以内に、利用者またはその家族の同意を得て、管理指導計画を作成・交付し、それに基づいて必要な実地指導を1対1で20分以上行った場合に、介護保険の居宅療養管理指導費(歯科衛生士が行う場合)を月4回算定できる。同一建物に居住する患者一人に行った場合は、352単位を算定する。カルテには、歯科衛生士に指示した内容の要点を記載し、交付した管理指導計画を添付する。歯科衛生士は実地指導記録を作成する。
- 注⑯ 入院ではなく自宅などの在宅の要介護者・要支援者には、訪衛指は算定できない。在宅へ訪問診療した場合は、介護認定を受けているか介護保険被保険者証で確認することが重要である。
- 注⑰ 2018年4月以降、オンラインや磁気媒体ではなく紙媒体で介護保険を請求する場合は、2018年3月31日までに国保連合会へ免除届出を行う必要がある。医療保険と異なり、期限を過ぎると届け出ができないため注意が必要である。届出の詳細は、協会ホームページの「介護保険の届出」をご覧ください。

\* 実態に即してご請求下さい \*

咬合面再形成等の床修理も、「義歯破損」「義歯ハセツ」病名で2016年度診療報酬改定で、総義歯又は多数歯欠損の局部床義歯に咬合面再形成や床延長を行った場合、1回に限り床修理の点数を算定できるようになりました。その際、義歯フテキ病名で請求すると病名不備を理由に返戻になっているようです。算定時には、「義歯破損」や「義歯ハセツ」などを用いるようご注意ください。